

川口市認可外保育施設指導監督要綱

第1条 目的

この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条に基づく認可外保育施設に対する指導監督の実施に必要な手続き等を定め、その円滑な運用に資することを目的とする。

第2条 定義

この要綱において、認可外保育施設とは、法第39条に規定する業務を目的とする施設であり、法第35条第4項の認可を受けていないものをいう。

第3条 指導監督の対象

認可外保育施設に対する指導監督は、本市において保育施設として開設し、特に施設整備又は施設運営に要する経費について公的支出がおこなわれていないものを重点対象として行う。

第4条 実施機関

認可外保育施設に対する指導監督は、川口市子ども部において実施する。

第5条 指導監督の実施

1 把握・届出指導

認可外保育施設の把握は、平成14年12月25日付け雇児発1225009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知（以下「通知」という。）第1の4により行うものとし、認可外保育施設開設の相談及び設置について情報を得た場合は、別紙様式2および3により事前に指導し、設置した場合は別紙様式1により届出をおこなうものとする。

2 過料事件通知

保育施設設置者に対し、届出指導に従わず届出がされない場合は、児童福祉法第59条の21項に違反するものとし、別紙様式4により管轄の裁判所に通知する。

3 報告徴収

認可外保育施設に対する報告徴収は、通知の第2の2により行うものとし、通常の報告徴収については、文書（別紙様式5）により行うものとする。ただし、必要と認められる場合においては、この様式によらないで行うことができる。

4 事故等が生じた場合の報告及び長期滞在児がいる場合の報告は、それぞれ様式6、様式7により受理する。

5 届出事項のうち、厚生労働省令で定める事項に変更が生じた場合及び施設を廃止し、又は休止した場合の報告は、様式8、様式9により受理する。

6 立入調査

立入調査実施においては、第3条に定めるすべての施設を対象とし、届出の対象外とされている施設についても行うものとする。ただし次に掲げるものは除く。

- (1) 親族間の預かり合い
- (2) 半年を限度として臨時に設置される施設
- (3) 幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設

7 運営状況の公表

立入調査の結果および認可外保育施設の運営状況について住民より開示請求があった場合、その状況について公表することができる。

第6条 改善指導

立入調査の結果、指導監督基準に照らして、改善を求める必要がある認可外保育施設については、通知第3の2に基づき、文書により改善指導をおこなう。ただし緊急の必要のある重大な事項については、文書による改善指導をおこなうことなく、改善勧告又は事業停止命令若しくは施設閉鎖命令の措置をとることができるものとする。

第7条 改善勧告

文書による改善指導における報告期限後、概ね1ヶ月以内に改善されない場合は、通知第3の3に基づき、公表、事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象となり得ることを明示したうえ、改善勧告を文書により通知する。また、公表にあたっては、事前に弁明の機会を付与するものとする。

第8条 事業停止命令又は施設閉鎖命令

改善勧告を行ったにもかかわらず改善が行われない場合であり、かつ、改善の見通しがないと認められる場合は、通知第4の2の(1)から(3)に基づき、施設の弁明の機会を付与し、また、川口市社会福祉保健審議会の意見を聴き、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると判断した場合は、事業停止又は施設閉鎖を命ずるものとする。

第9条 雑則

- 1 この要綱に定めるほか、必要な事項については、「通知」の定めに従じる。
- 2 第5条から第8条において定める様式のほか、認可外保育施設の設置者又は管理者に対しての文書による通知等については、「通知」を基に随時作成するものとする。

附 則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。